

この1年の事務ガイドラインの改正・監督指針の策定（平成15事務年度）

第一分冊：預金取扱い金融機関関係

改正日	改正内容（詳細については金融庁のHP参照）
平成15年7月10日	<p>【検査関連事務における報告徴求の受理から行政処分を行うまでの期間の標準化に関する改正】</p> <p>(1) 原則 法律に基づく金融機関からの報告の受理から行政処分を行うまでの標準処理期間については、概ね1ヶ月（財務局経由等の場合や他省庁との共管の場合は概ね2ヶ月）を目途とする。</p> <p>(2) 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準処理期間内に別途新規に報告徴求を行う場合、又は報告を実質的に補完する資料の追加提出等を求める場合には、当該報告書の受理等の時点を標準処理期間の起算点とする。 ・標準処理期間には、弁明・聴聞等に要する期間は含まれない。 ・標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。
平成15年7月29日	<p>【与信取引に関する説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能に関する改正】</p> <p>1-6 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能（新設）</p> <p>1-6-1 基本的な考え方</p> <p>1-6-2 全行的な内部管理態勢の確立</p> <p>1-6-3 契約時点等における説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品または取引の内容及びリスク等に係る説明 ・契約締結の客観的合理的理由の説明 ・契約の意思確認 ・契約書等の書面の交付 <p>1-6-4 貸付けに関する基本的な経営の方針（クレジットポリシー等）との整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な融資慣行の確立と担保・保証に過度に依存しない融資の促進の観点 等 <p>1-6-5 銀行取引約定書ひな型の廃止への対応</p> <p>1-6-6 顧客との情報共有の拡大と相互理解の向上に向けた取組み</p>

	<p>1-6-7 取引関係の見直し等の場合の説明</p> <p>1-6-8 苦情等処理機能の充実・強化</p> <p>1-6-9 不公正取引との誤認防止</p>
平成 15 年 9 月 12 日	<p>【ヤミ金融業者等による預金口座の不正利用への対処に関する改正】</p> <p>(1) 当局が預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施する。</p> <p>(2) 金融機関の口座管理に係る業務運営の適切性等を検証し、行政処分を検討する際の着眼点を明らかにする。</p>
平成 16 年 3 月 26 日	<p>【市場誘導業務等の預金取扱い金融機関の「その他の付随業務」としての明確化等に関する改正】</p> <p>(1) 市場誘導業務 証券ガイドラインにおいて、銀行等が市場誘導業務を行うことは証券取引法第 65 条に抵触しないことを明確化するとともに、預金取扱い金融機関ガイドラインにおいて、市場誘導業務が銀行等の「その他の付随業務」として位置付けられることを明確化。</p> <p>(2) 資産運用アドバイス業務 個人の財産形成に関する相談に応じる業務について、銀行等の「その他の付随業務」に該当することを明確化。</p> <p>(3) 電子マネーの発行に係る業務 電子マネーの発行に係る業務が銀行等の「その他の付随業務」に該当する旨を明確化。</p> <p>(4) 産業活力再生特別措置法の改正に伴う措置 産業活力再生特別措置法が改正されたことに伴い所要の規定を整備。</p>

平成 16 年 5 月 31 日	<p>【「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の策定に伴う改正】</p> <p>(1) 一般的事項に、中小・地域金融機関を除く金融機関に係る監督事務について、「中小・地域金融機関の監督に係る事務処理手続と共通する事項については、『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』と同様の取扱い」とする旨明記した上で、共通事項、信用金庫及び信用金庫連合会関係、労働金庫及び労働金庫連合会関係、信用協同組合及び信用協同組合連合会関係、信用保証協会関係を削除。</p> <p>(2) 「中小・地域金融機関以外の預金取扱い金融機関向けの総合的な監督指針については、平成 17 年 6 月を目途に策定することを予定している」旨、一般的事項に明記。</p>
平成 16 年 6 月 9 日	<p>【「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の策定に伴う参考様式集の改正】</p> <p>事務ガイドラインの参考様式集の様式について、同指針の様式編に掲載されている様式と共通する様式を削除した。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

策 定 日	策 定 内 容（詳細については金融庁の HP 参照）
平成 16 年 5 月 31 日	<p>【「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の策定】</p> <p>「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（平成 15 年 3 月 28 日）を受け、各金融機関の資産、自己資本、収益力、流動性リスク、市場リスク等従来の早期是正措置及び早期警戒制度が視野に入れていた領域に加え、コーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を整備。</p>

第二分冊：保険会社関係

改正日	改正内容（詳細については金融庁のHP参照）
平成15年7月10日	<p>【検査関連事務における報告徴求の受理から行政処分を行うまでの期間の標準化に関する改正】</p> <p>(1) 原則 法律に基づく金融機関からの報告の受理から行政処分を行うまでの標準処理期間については、概ね1ヶ月（財務局経由等の場合や他省庁との共管の場合は概ね2ヶ月）を目途とする。</p> <p>(2) 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準処理期間内に別途新規に報告徴求を行う場合、又は報告を実質的に補完する資料の追加提出等を求める場合には、当該報告書の受理等の時点を標準処理期間の起算点とする。 ・ 標準処理期間には、弁明・聴聞等に要する期間は含まれない。 ・ 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。
平成15年8月22日	<p>【契約条件の変更の手續等に関する改正】</p> <p>(1) 契約条件の変更の申出の承認【1-7-1】 「現時点では保険業の継続が困難である状況にはないが、将来の業務及び財産の状況を予測した場合に、契約条件の変更を行わなければ、当該保険会社の財産をもって債務を完済することができないなど、保険業の継続が困難となりうるものが合理的に予測できること」を申出要件とし、当該予測の策定方法について考え方を示す。</p> <p>(2) 保険調査人の選任【1-7-2】 契約条件変更の申出を承認した場合には、契約条件変更の内容等を調査させるため、原則として、すみやかに、アクチュアリー、公認会計士、弁護士のそれぞれから、保険調査人を選任することとする。</p> <p>(3) 契約条件の変更の手續を進める場合における保険会社の対応【1-7-3】 保険会社が、経営改善の取組み、基金・劣後ローンの取扱い、経営責任に関する事項、契約者配当等に関する方針を、株主総会等及び保険契約者に明確に説明することとする。</p> <p>(4) 契約条件の変更に係る承認【1-7-4】 株主総会等での手續きが適正に進められていること、特定の保険契約者に著しく不公平でないこと等の他、「当該保険会社において、十分な経営改善方策が講じられ、当該方策及び株主総会等において決議された契約条件の変更により、保険業の継続が困難となる蓋然性が解消される見込みであること」とする。</p> <p>(5) オフサイト・モニタリング【1-1】、早期警戒制度【1-2】及び早期是正措置の運用【1-3】</p>

	<p>保険会社のオフサイト・モニタリング、早期警戒制度及び早期是正措置について、預金取扱い金融機関と同様、事務ガイドラインを整備し、これらの制度の運用について明確化を図る。</p>
平成 15 年 9 月 1 日	<p>【保険業法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 39 号）及び保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 15 年 6 月 6 日内閣府令第 62 号）の施行に伴う改正】</p> <p>(1) 募集人登録、変更届出等に係る手続きの簡素化[2-3、別紙様式第 43 号、3-2、4-1] 保険業法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 39 号）及び保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 15 年 6 月 6 日内閣府令第 62 号）のうち、生命保険募集人、損害保険代理店及び保険仲立人の登録事項を「住所」から「生年月日」へ変更することに係る部分が平成 15 年 9 月 1 日から施行されることに伴い、登録申請書記載事項の住所の記載を不要にすること等、所要の見直しを行う。</p> <p>(2) その他語句の修正等[3-2 別紙 1、3-2 別表 1、4-1]</p>
平成 15 年 12 月 24 日	<p>【事務運営上必要が生じたものについて改正】</p> <p>(1) 生命保険会社・損害保険会社の親子会社・兄弟会社間における役職員の兼職の容認 生命保険会社あるいは損害保険会社が親子会社・兄弟会社の形で、損害保険会社あるいは生命保険会社を保有している場合の弊害防止措置を見直し、親子会社・兄弟会社間における役職員の兼職を容認する。</p> <p>(2) 事務の外部委託に当たっての留意点の明確化 保険会社が事務の外部委託（アウトソーシング）を行うに当たり、顧客保護・経営の健全性の観点から留意すべき点について明確化する。</p> <p>(3) 生命保険会社に係る産業活力再生特別措置法の容認基準の明確化 生命保険会社に対して産業活力再生特別措置法を適用する場合の認定基準（「売上高」・「営業利益」の定義等）を明確化する。</p> <p>(4) 金利上昇時における早期是正措置の適用の明確化 保険会社が債券の長期保有等により適切な A L M 管理を行っているにもかかわらず、金利上昇の結果、実質資産負債差額が負の値となった場合には、実質資産負債額から満期保有目的債券及び責任準備金対応債券の含み損を除いた額が正の値となり、かつ、A L M を維持するのに十分な流動性資産が確保されている場合には、原則として業務停止命令は発出しないこと等を明確化する。</p> <p>(5) 複数の当事者にわたる事案における標準処理期間の取扱いの明確化 検査結果通知書で指摘された事項について、保険会社からの報告に基づき行政処分を行う際の標準処理期間は、複数の当事者にわたる事案の場合には、当該当事者からの必要な報告書をすべて受領したときから起算することを明確化する。</p> <p>(6) その他語句の修正等</p>

平成 16 年 3 月 31 日	<p>【総代会の事務・運営等に関する改正】</p> <p>(1) 総代会の運営の改善 総代の選出や総代会の運営について更なる改善がなされるよう、以下の留意すべき点について明確化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 総代会についての基本的な考え方の明確化 ロ. 総代候補者選考委員会の機能強化 ハ. 契約者の信頼が得られる総代の選出手続き <p>二. 総代会の議事の一層の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ホ. 契約者懇談会の活性化 <p>(2) プログラムミスの発生防止</p>
平成 16 年 4 月 26 日	<p>【経理処理及びリスク管理体制に関する改正】</p> <p>(1) 経理処理の明確化 保険契約を再保険料または再保険金が事後的に調整される再保険契約に付した場合、再保険料の追加支払等が確定した段階で、これに相当する金額（金額が合理的に見積もられる場合に、所要の引当を行うことを含む）を負債計上すること等を明確化する。</p> <p>(2) リスク管理の徹底 損害保険会社における自律的なリスク管理体制の整備を促すよう、引き受けるリスクの保有限度や出再先の健全性、一再保険者への集中の管理等についての方針を盛り込んだ再保険政策を取締役会等において策定するとともに、それに沿った運用を確保するための体制がとられるべきこと等を明確化する。</p> <p>(3) その他 リスク管理の体制を開示する際に、再保険の方針をも開示することを明確化する。また、再保険を付した部分に相当する責任準備金及び支払備金の開示の際の記載要領を明確化する。</p>
平成 16 年 5 月 31 日	<p>【行政指導及びノーアクションレター制度等に関する改正】</p> <p>(1) 行政指導等を行う際の留意点等</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 行政手続法に沿って行政指導等を行う際の留意点の明確化 ロ. 職員が金融機関等と面談等を行う際の心得 ハ. 報告体制の整備 <p>(2) 法令適用事前確認手続に基づく照会に対処するための留意点等</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. ノーアクションレター制度の趣旨等

	<p>ロ. 照会に対応する際の主な留意点</p>
平成 16 年 6 月 30 日	<p>【保険業務の留意点の明確化等に関する改正】</p> <p>(1) 商品審査に係るガイドラインの制定 保険会社における商品開発の迅速化、審査の円滑化が図られるよう、商品審査に当たっての留意点を明確化する。</p> <p>(2) 保険募集の定義の明確化 保険募集の定義を明確化するとともに、いくつかの行為類型について、基本的に保険募集人登録を要しないことを明確化する。</p> <p>(3) 自然災害リスクに係る責任準備金の計算に当たっての留意点の明確化 自然災害リスクに係る責任準備金の算出に関し、算出に当たって用いるリスクモデルの合理性を担保するための要件など、留意点を明確化する。</p> <p>(4) 申請・届出様式の修正等 保険会社等が法令に基づき申請・届出を行う際の書式について、商法・保険業法の改正等を反映させるなど、所要の見直しを行う。</p> <p>(5) その他語句の修正等</p>

第三分冊：金融会社関係

改正日	改正内容（詳細については金融庁のHP参照）
平成15年10月29日	<p>【「貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3-1 登録の申請、届出関係 3-2 業務関係 3-3 貸金業務取扱主任者関係 3-4 監督関係 3-5 登録等に関する意見聴取 3-6 貸金業協会に対する監督、信用情報機関 3-7 苦情処理関係 3-8 貸金業関係連絡会 3-9 検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間
平成16年2月6日	<p>【「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」の規定に基づく指定を行ったことに伴う改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3-3 貸金業務取扱主任者関係
平成16年3月10日	<p>【不動産特定共同契約の成立前の書面の交付及び検査関連事務における報告徴求から行政処分を行うまでの期間の標準化に関する改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 8 不動産特定共同事業関係 <ul style="list-style-type: none"> 8-3 業務に関する事項 8-5 検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間

平成 16 年 3 月 10 日	<p>【検査関連事務における報告徴求の受理から処分を行うまでの標準化その他に関する改正】</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 資産流動化（新SPC・SPT）関係<ul style="list-style-type: none">10A-1 業務開始届出、特定目的信託契約締結届出、変更届出等関係10A-5 検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間（新設）10A-6 その他(2) 特定目的会社（旧SPC）関係<ul style="list-style-type: none">10B-3 検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間（新設）(3) 別添 1 参考様式集<ul style="list-style-type: none">特定目的会社（新SPC・SPT）関係 別紙様式 1 及び 6～8特定目的会社（旧SPC）関係 別紙様式 6 及び 7(4) プリペイドカード関係<ul style="list-style-type: none">5-3-2 移管5-7 検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間（新設）(5) 抵当証券関係<ul style="list-style-type: none">4-1-2 登録の申請の処理4-1-4 変更の届出の処理4-3-5 検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間（新設）(6) 貸金業関係<ul style="list-style-type: none">3-1-1 登録申請書、届出書の受理3-1-2 登録の申請の処理(7) 特定金融会社等関係<ul style="list-style-type: none">11-1-2 登録の申請の処理
平成 16 年 4 月 15 日	<p>【確定拠出年金運営管理機関に関する改正】</p> <ul style="list-style-type: none">12-1 金融庁長官への協議（新設）12-2 登録の申請、届出関係<ul style="list-style-type: none">12-2-1 登録申請書の受理12-2-2 登録の申請の処理

- 12-2-3 変更届出書の受理（新設）
- 12-2-4 財務局の管轄区域を越えて主たる営業所の位置を変更する場合等の送付文書等（新設）
- 12-2-5 廃業等届出書の受理（新設）
- 12-2-6 変更届出事項の確定拠出年金運営管理機関登録簿への登録（新設）
- 12-2-7 確定拠出年金運営管理機関登録簿の閲覧
- 12-3 行為準則に関する事項（新設）
 - 12-3-1 運用方法の除外
 - 12-3-2 法第100条第5号関係
 - 12-3-3 法第100条第6号関係
 - 12-3-4 主務省令第10条第1号関係
 - 12-3-5 主務省令第10条第2号関係
 - 12-3-6 主務省令第10条第4号関係
 - 12-3-7 主務省令第10条第5号関係
 - 12-3-8 主務省令第10条第6号関係
 - 12-3-9 主務省令第10条第7号関係
 - 12-3-10 勧誘に係る一般的事項
- 12-4 監督事務（新設）
 - 12-4-1 監督上の処分に係る標準処理期間
 - 12-4-2 標識の掲示及び無登録業者に対する警告
 - 12-4-3 加入者等の縦覧に供する書面
 - 12-4-4 業務報告書
 - 12-4-5 法定帳簿等の電磁的方法による保存の要件
 - ・別紙様式3（ひな型） 意見書（新設）
 - ・別紙様式4（ひな型） 確定拠出年金運営管理機関登録簿閲覧申請書

	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙様式5（ひな型） 無登録で確定拠出年金運営管理業を営んでいる者に対する警告書（新設）
平成16年5月31日	<p>【行政指導及びノーアクションレター制度等に関する改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）行政指導等を行う際の留意点等 <ul style="list-style-type: none"> イ．行政手続法に沿って行政指導等を行う際の留意点の明確化 ロ．職員が金融機関等と面談等を行う際の心得 ハ．報告体制の整備 （2）法令適用事前確認手続に基づく照会に対処するための留意点等 <ul style="list-style-type: none"> イ．ノーアクションレター制度の趣旨等 ロ．照会に対処する際の主な留意点

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項

改正日	改正内容（詳細については金融庁のHP参照）
平成15年7月10日	<p>【検査関連事務における報告徴求の受理から行政処分を行うまでの期間の標準化に関する改正】</p> <p>(1) 原則 法律に基づく金融機関からの報告の受理から行政処分を行うまでの標準処理期間については、概ね1ヶ月（財務局経由等の場合や他省庁との共管の場合は概ね2ヶ月）を目途とする。</p> <p>(2) 留意点 標準処理期間内に別途新規に報告徴求を行う場合、又は報告を実質的に補完する資料の追加提出等を求める場合には、当該報告書の受理等の時点を標準処理期間の起算点とする。</p>
平成15年7月11日	<p>【個人投資家向けの有価証券の募集の取扱いや売出しを行う場合におけるルール整備に関する改正】</p> <p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>1. 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p>1-1 証券会社の監督事務の取扱い</p> <p>1-1-2 金融庁長官への協議</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <p>3-4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令に係る留意事項</p> <p>3-4-5 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第9号について</p> <p>第3部 証券投資顧問業者の監督関係</p>
平成15年9月12日	<p>【証券会社の行為規制等に関する内閣府令の一部の改正に伴う改正】</p> <p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <p>3-11 内部管理体制の充実・強化</p> <p>5. 登録金融機関の監督事務</p> <p>5-3 登録金融機関の監督事務</p>
平成15年12月2日	<p>【証券会社による外国為替保証金（証拠金）取引の取扱いに関する改正】</p> <p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p>

	<p>3-2 その他業務に係る留意事項</p> <p>3-2-1 その他業務に係る届出の受理にあたっての留意事項</p>
平成16年1月30日	<p>【証券取引法等の一部を改正する法律（平成15年法律第54号）並びに関連政府令の施行に伴い、事務運営上必要が生じたもの、及び国債の入札前取引の開始に伴い、証券会社に関する内閣府令及び金融機関の証券業務に関する内閣府令の見直しが行われたことによる改正】</p> <p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>1. 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p>1-1 証券会社の監督事務の取扱い</p> <p>1-1-4 管轄財務局長等との連絡調整</p> <p>2. 登録申請関係</p> <p>2-1 登録申請書及び添付書類の受理にあたっての留意事項</p> <p>2-1-3 営業所</p> <p>2-1-4 登録申請書の添付書類</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <p>3-4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令に係る留意事項</p> <p>3-4-3 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第7号について</p> <p>3-4-4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第8号について</p> <p>3-4-5 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第9号について</p> <p>3-4-6 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第11号について</p> <p>3-4-7 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第12号について</p> <p>6. 自己資本規制関係</p> <p>6-4 国債の入札前取引について</p> <p>8. 証券金融会社の監督事務</p> <p>9. 証券仲介業者の監督事務（新設）</p> <p>9-1 証券仲介業者の監督事務の取扱い</p> <p>9-2 証券仲介業者からの登録申請に係る留意事項</p> <p>9-3 証券仲介業者に関する内閣府令に係る留意事項</p> <p>9-4 法第66条の16に規定する説明書類に係る留意事項</p> <p>9-5 登録対象となる外務員の範囲等</p> <p>9-6 検査終了後のフォローアップ</p> <p>9-7 法定帳簿の保存等に係る留意事項</p> <p>9-8 内部管理体制の充実・強化</p>

平成 16 年 3 月 24 日

【証券取引法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 54 号）】及び関係政府令の施行に伴う改正】

第 1 部 証券会社等の監督関係

1 事務の取扱いに関する一般的事項

1-1 証券会社の監督事務の取扱い

1-1-1 財務事務所長等への再委任

1-1-2 金融庁長官への協議

2 登録申請関係

2-1 登録申請書及び添付書類の受理にあたっての留意事項

2-1-2 商号

2-1-3 営業所

2-1-5 その他

2-2 登録の手続き

2-2-3 登録の拒否

9 証券仲介業者の監督事務

9-2 証券仲介業者からの登録申請に係る留意事項

9-2-2 登録申請に係る代理申請について

9-2-3 登録申請の審査について

9-2-4 その他

第 2 部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

2 投資信託委託業者の監督にあたっての留意事項

2-9 資産運用委託契約締結前及び締結時の書面の交付

2-9-1 資産運用委託契約締結前の書面の交付

2-10 兼業関係

2-10-2 法第 34 条の 11 ただし書の規定に基づく兼業業務の範囲

2-10-3 業務方法基準

2-13 営業報告書等

2-13-2 投資信託委託業者営業報告書簿

2-14 顧客情報の管理体制（新設）

第 3 部 証券投資顧問業者の監督関係

2 業務

2-2 広告及び勧誘

- 2-2-1 広告に表示すべき事項
- 2-3 投資顧問契約締結前、締結時及び締結後の書面の交付
 - 2-3-1 投資顧問契約締結前の書面の交付
- 2-5 法第 23 条の規定に基づく投資顧問業者の兼業の届出等
 - 2-5-2 証券業を兼業する場合の手続き
 - 2-5-4 信託業務を兼業する場合の手続き（新設）
- 2-6 法第 23 条の 2 第 1 項及び法第 23 条の 3 第 1 項の規定に基づく書面不交付に係る承認（新設）
- 2-7 顧客情報の管理体制（新設）
- 3 投資一任契約に係る業務
 - 3-1 業務の内容及び方法を記載した書面
 - 3-3 投資一任契約に係る業務の認可の審査基準等
 - 3-3-5 証券業を兼業する場合
 - 3-3-6 信託業務を兼業する場合（新設）
 - 3-4 業務の内容及び方法の変更の認可
 - 3-4-3 認可申請を要しない業務方法書の変更
 - 3-6 法第 29 条の 2 の規定に基づく対象議決権保有の届出等（新設）
 - 3-8 法第 31 条第 1 項の規定に基づく兼業の承認
 - 3-8-2 兼業の承認範囲
 - 3-8-3 兼業する業務の内容
 - 3-8-4 審査基準
 - 3-9 法第 31 条第 2 項の規定に基づく証券業又は信託業務の兼業の認可申請
 - 3-9-1 認可申請書の添付書類等
 - 3-9-2 証券業の兼業の認可審査
 - 3-9-3 信託業務の兼業の認可審査（新設）
 - 3-9-4 投資顧問業及び証券業を営む者が投資一任契約に係る業務を営む場合
 - 3-9-5 投資顧問業及び信託業務を営む者が投資一任契約に係る業務を営む場合（新設）
 - 3-9-6 認可投資顧問業者が証券業を営もうとする場合
 - 3-9-7 認可投資顧問業者が信託業務を営もうとする場合（新設）
 - 3-9-8 金融庁長官への報告
 - 3-10 法第 31 条第 3 項の規定に基づく証券業又は信託業務を営む場合における兼業の届出等（新設）
 - 3-10-1 兼業の届出書
 - 3-10-2 金融庁長官への報告
 - 3-10-3 投資顧問業者登録簿への記載

	<p>3-10-4 兼業に係る業務を廃止し、休止し、又は再開する届出書</p> <p>3-10-5 投資顧問業者登録簿への登録</p> <p>3-11 法第31条の2第1項及び法第31条の3第1項の規定に基づく書面不交付に係る承認（新設）</p> <p>3-12 法第32条第1項の規定に基づく報告書の記載内容</p>
平成16年3月26日	<p>【預金取扱い金融機関の市場誘導業務に関する改正】</p> <p>証券ガイドラインにおいて、銀行等が市場誘導業務を行うことは証券取引法第65条に抵触しないことを明確化するとともに、預金取扱い金融機関ガイドラインにおいて、市場誘導業務が銀行等の「その他の付随業務」として位置付けられることを明確化。</p>
平成16年5月31日	<p>【行政指導及びノーアクションレター制度等に関する改正】</p> <p>(1) 行政指導等を行う際の留意点等</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 行政手続法に沿って行政指導等を行う際の留意点の明確化 ロ. 職員が金融機関等と面談等を行う際の心得 ハ. 報告体制の整備 <p>(2) 法令適用事前確認手続に基づく照会に対処するための留意点等</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. ノーアクションレター制度の趣旨等 ロ. 照会に対処する際の主な留意点

平成 16 年 6 月 10 日

【証券会社が有価証券の売買取引などの受託について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数又は価格について定めることができることを内容とするいわゆる取引一任勘定取引の契約を認める内閣府令の改正に伴う改正】

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」

第 1 部 証券会社等の監督事務

3. 証券会社の監督事務

3-4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令に係る留意事項

3-4-1 関係外国証券業者との取引一任勘定取引契約について

4. 外国証券会社の監督事務等

4-3 外国証券会社の監督事務

4-3-2 外証法第 14 条に規定する業務の規制に係る留意事項

5. 登録金融機関の監督事務

5-3 登録金融機関の監督事務

5-3-5 法第 65 条の 2 第 5 項に規定する業務の規制に係る留意事項